

市

洲本市農業用機械・設備導入支援事業

農業経営に必要な

機械・設備導入を支援します。

●対象者：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

※ 稲作・畑作・畜産・果樹・花き農家が対象。

ただし前年度・前々年度事業採択を受けた者は対象外●助成金額：上限70万円（導入費用の1/3以内）

●対象経費：農業用機械・設備の導入 など

ただし、補助対象の機械・施設の見積価格が300,000円以上のものが対象。※ 農業以外も利用できる汎用性が高いもの、
農畜産物の生産の開始または改善につながらない
ものは補助対象外。（軽トラック、フォークリフト、ショベルローダー、
バックホー、畦畔管理用草刈機など）

●助成対象例：

- 機械 ⇒ トラクター、コンバイン、田植機、ロールベアラー
ラップマシーン、播種機、農業用ドローン など
- 設備 ⇒ 灌漑設備 など
- 施設 ⇒ 増頭に必要な牛舎の増改築 など

購入予定の機械・設備が助成対象になるか、分からない場合は
農政課までお問い合わせ下さい。

お問合せ先
農政課 溝淵、志智
☎24-7638

